

「循環型社会形成推進地域計画」の策定状況について

1 循環型社会形成推進地域計画について

循環型社会形成推進地域計画は、廃棄物処理・リサイクルシステムの方向性を示すものであり、廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進、最終処分量の抑制等に関する明確な目標を設定し、その達成状況や計画の進捗状況について事後的に評価されるものである。

環境省所管の循環型社会形成推進交付金は、循環型社会形成推進地域計画に位置付けられた施設の整備等を対象として交付されることから、県央ブロックごみ処理広域化に必要な施設整備を盛り込んだ循環型社会形成推進地域計画の策定が必要である。

2 「発生抑制・再使用の推進」に向けた「ごみ減量・資源化」の方針・施策の検討

循環型社会形成推進地域計画における「発生抑制・再使用の推進」のためには、地域住民及び事業者に対しごみ減量・資源化に向けた具体的な目標や実践すべき行動を示し、各主体との協力の下、各般の施策を進めていく必要がある。

このような観点から、これまで8市町では、各市町が共同で取り組む「ごみ減量・資源化」の方針や施策の検討を進めてきた。

8市町が共同で取り組む「ごみ減量・資源化」については、市民、事業者及び市の三者連携による自発的なごみ減量資源再利用行動の実践に向けた指針として盛岡市が策定している「盛岡市ごみ減量化行動計画」を参考とし、部会での協議等を行っており、現在、計画（素案）を各市町に提示し、意見集約を行っているところである。

3 「ごみ減量・資源化」に関する8市町共通の施策内容について

(1) 施策内容の項目（予定）

- ア 住民の行動につながる啓発運動
- イ ごみ排出時のルール遵守、分別ルールの浸透
- ウ 啓発教室、施設見学の推進
- エ 町内会等と連携した地域啓発
- オ 資源分別の推進
- カ 生ごみの減量
- キ 集団資源回収の促進
- ク リユースの推進
- ケ ごみの有料化の検討

(2) 処理体制（予定）

- ア 家庭系一般廃棄物については、盛岡市の可燃系品目を基準にして分別品目の整理を行う。
- イ 事業系一般廃棄物については、8市町共通の分別冊子の作成など、共通での周知活動に取り組む。

(3) その他の施策（予定）

ア 不法投棄対策

イ 災害時の廃棄物処理に関する事項

4 今後において確認しなければならない事項

(1) 目標値

計画の目標値については、各市町のごみ処理基本計画との整合性を図ることとされており、各市町の計画を元に設定することとして作業中。

(2) 新施設の整備予定地

循環型社会形成推進地域計画には、ごみ焼却施設の整備予定地を記載する必要がある。

(3) 中継施設の建設場所

中継施設の建設場所については、ごみ焼却施設の整備場所と同様に計画に記載する必要があり、整備場所によって3か所あるいは2か所になることから、選定状況と各市町の意見を集約し、整備内容の検討を進める必要がある。

5 今後のスケジュール

平成30年3月中に「ごみ減量・資源化」に関する修正後の計画案を提示し、引き続き計画策定に向けた所要の調整を進め、ごみ焼却施設整備予定地を決定した後に、岩手県知事への提出を行うこととしている。

